

様式第1号（第5条関係）

審議会等会議録概要

会議の名称	令和3年度第3回久喜市行政評価委員会
開催年月日	令和3年11月19日（金）
開始・終了時刻	午後2時00分から午後3時57分まで
開催場所	久喜市役所 4階 第5・6会議室
議長氏名	委員長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	石上 泰州、大鹿 浩彰、桂田 恵子、久芳 しげ子、 迫ノ岡 孝江、山田 恵理子、山木 博興、渡辺 泰充
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	総務部参事兼企画政策課長 関根 義寛 企画政策課 課長補佐 目黒 忍 企画政策課 行政管理係長 森山 真一
事務局職員職氏名	総務部参事兼企画政策課長 関根 義寛 企画政策課 課長補佐 目黒 忍 行政管理係 係長 森山 真一 行政管理係 主事 下田代 秀弥
会議次第	○第3回久喜市行政評価委員会次第 1 開 会 2 議 題 （1）令和3年度施策評価の結果に対する委員会意見につ いて （2）その他 3 閉 会
配布資料	・次第 ・令和3年度施策評価シートに付す委員会意見一覧表（令和3年 11月19日審議前現在）
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

関根参事

皆様、こんにちは。
委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。
定刻になりましたので、令和3年度第3回久喜市行政評価委員会を開催させていただきます。
開会に先立ちまして、現在の出席委員について、ご報告申し上げます。
委員8人中、出席委員7名でございます。
過半数に達しておりますことから、本委員会は、久喜市行政評価委員会条例第7条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。
なお、大鹿委員におかれましては、まもなくご到着される旨のご連絡をいただいております。
次に、皆様にご了承をいただきたいことがございます。
まず、会議終了後に会議録を作成し、ホームページ等で公開するため、審議の内容を録音させていただきますことをご了解願います。
なお、第1回及び第2回と同様に、録音に係る機材を用いますことも併せてご了承願います。
次に、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるものでございます。

（傍聴人なし）

本日の傍聴人はなしでございます。
ここまでご質問等はございませんでしょうか。

（質問等なし）

それでは、開会にあたり石上委員長からご挨拶を頂戴したいと存じます。

石上委員長

皆さん、こんにちは。
さて、本日の委員会は、前回審議に引き続き、大綱5から大綱7について審議いただき、第1回及び第2回委員会で出た意見に基づいた各施策への委員会意見について審議し、行政評価委員会意見欄を確定したいと思います。
委員の皆様におかれましては、活発なご審議をいただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

（大鹿委員到着）

関根参事

ありがとうございました。
それでは、審議に移らせていただきます。

会議の進行につきましては、久喜市行政評価委員会条例第7条第1項の規定に基づきまして、委員長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、石上委員長、よろしくお願いいたします。

石上委員長

それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。
円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

最初に本日の会議にあたり、会議録の署名委員についてお諮りさせていただきます。

会議録の署名につきましては、私ともう一人の2名に一任いただき、署名をもって確定しております。

今回の署名委員につきましては名簿順ですと、久芳委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(久芳委員了承)

それでは、会議録の署名の件につきましては、そのようにさせていただきます。

改めまして、本日の議題に入りたいと思います。

令和3年度施策評価の結果に対する委員会意見についてを議題としていきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

森山係長

それでは、説明させていただきます。

資料は第1回委員会で使用した資料となります。

お手元にございますでしょうか。

また、本日の次第、及び、令和3年度施策評価シートに付す委員会意見一覧表 令和3年11月19日審議前現在について、配布させていただきました。

この資料は、第1回、第2回委員会意見等を反映して意見案を記載させていただいております。

なお、第2回の委員会において、ご質問やご意見をいただいた件については、この後の大綱ごとの審議において説明させていただきます。

以上でございます。

石上委員長

ただ今、事務局から、前回の質問等に対する回答などについて、また、施策評価シートの行政評価委員会意見欄について説明がありました。

前回の意見を踏まえた委員会意見案について、順に確定していきたいと思っております。

ここまでの説明について、ご質問等はございますか。

(質問等なし)

それでは、前回に引き続き、大綱5から大綱7について審議を行った後、大綱1から審議を行い、行政評価委員会意見欄を確定していきたいと思っております。

それでは、大綱5について、事務局から事前質問への回答などがありますか。

森山係長

それでは、大綱5につきまして、委員の皆様からの事前質問等について回答させていただきます。

まず、本日配布いたしました資料につきまして、ご説明いたします。

前回までの委員会及び事前質問で特段の意見が無い施策につきましては、「さらなる施策の推進に努められたい」としております。

それでは、大綱5について、事前にいただいたご質問と、それに対する回答等について申し上げます。

はじめに施策1、都市機能の整備についてご質問をいただいております。

資料4では69ページでございます。

市街化区域の面整備率とは、どのようなことでしょうか、また、100%整備が整っているということでしょうか、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

市街化区域の面整備率とは、市街化区域内において、土地区画整理事業や公的開発等による一体的な面的整備が行われた面積の割合を指します。

例えば、吉羽地区や青毛地区のような、道路や公園などの施設が整然と整備された区域が市街化区域の内どれぐらい存在しているか、という割合となります。

実績値が100%という数値については、面整備率の目標61.5%に対し、実績値が61.5%であったことから、達成率が100.0%となったものです、とのことでございます。

次に施策4 上下水道の整備についてご質問をいただいております。

資料4では77ページでございます。

有収率が年々微減していますが、漏水検査や配水管の布設替が追い付いていないということでしょうか、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

有収率は、浄水場から水道管に送った水の量と収入になった水の量の比率でございます。本市の有収率は、令和元年度以降、やや低下し、令和元年度は92.2%、令和2年度は91.4%に推移しているところでございます。

有収率は、高いほど効率的とされますが、漏水や水質保持のための水道管洗浄、火災等の際に使用する消防用水、配水管布設替え工事などの管洗浄などにより、一般的には100%にならないのが実情でございます。

有収率が年々微減している原因としましては、潜在的な漏水によるものと考えられますが、漏水に対する取組みとして、本市では、漏水調査を2年に1回全地区を対象に実施しており、令和2年度は昨年度に比べ、50件多く、184件の漏水が発見され、早期発見、早期修繕など、維持管理の強化を図っているところでございます。

また、老朽管の更新につきましても、更新を推進し、漏水防止対策に努めている、とのことでございます。

次に施策6 防災・消防体制の充実についてご質問をいただいております。

資料4では83ページでございます。

自主防災組織の組織率は微増していますが、行政区の数と、自主防災組織のある行政区の数を教えてください、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

令和2年度末時点における本市の行政区数は261でございます。
そのうち187の行政区が自主防災組織を設立しております。
なお、自主防災組織につきましては、複数の行政区が合同で設立することを可能としているため、自主防災組織数は163となっております、とのことでございます。

次に施策7 防犯体制の強化についてご質問をいただいております。
資料4では87ページでございます。

区長からの要望に基づいて防犯灯が設置されるとのことですが、要望からどのくらいの期間をもって設置されるのでしょうか、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

防犯灯の設置につきましては、毎年5月末までに行政区長から設置要望書を提出いただいておりますが、実際に防犯灯が点灯する時期は、概ね11月から翌年1月頃となっており、要望から設置・点灯まで6か月程度の期間を要しております、とのことでございます。

次に同じく87ページでございます。

こどもレディース110番の家が減少した理由は何でしょうか、また、新規の依頼は進めているのでしょうか、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

こどもレディース110番の家相談員については、2年を任期として委嘱を行っており、更新の際には、全ての相談員の方に継続の意向を再確認しております。

令和2年度の更新の際に相談員数が減少しておりますが、相談員を継続しない理由として、高齢化を挙げる回答が多数となっております。

現在、市では、新規相談員の確保に向け、地元行政区長を通じて新規に協力いただける方の推薦をお願いしているほか、学校周辺の店舗や事業所などへの協力依頼を行っております、とのことでございます。

なお、事前質問のうち、意見としての意味合いが強いものにつきまして委員会意見案に記載しており、大綱5につきましては、本日配布いたしました資料の4ページをご覧ください。

施策2、3、4、6及び7について、ご覧のと通りの意見案としており、施策の1、5及び8はさらなる施策の推進に努められたい、としております。

大綱5については以上でございます。

石上委員長

それでは、大綱5の8つの施策について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

山木委員

都市機能の整備の中で、後ろのページに課題について記載する欄があり、駅周辺地域を中心に、計画的な市街地整備を進めますや、幹線道路の沿道をはじめとする高い交通利便性を有する地域において、新たな産業基盤の整備を検討します、ということが課題になっておりますが、圏央道のジャンクション及び東北道のインターチェンジ、これらを有している自治体はそんなに多くありません。

利便性が素晴らしくいいのではないかなと思っています。

ただ、東松山市、川越市、入間市等のインターチェンジ付近を見ると、非常に都市計画が進んでいると思われまます。

対して久喜市のインターチェンジ周辺については、乱開発されているのではないかなと思われまます。

流通センターがポツポツと建っていて、もうすでに、時遅しかなという感じを持っております。

ぜひとも、ここの委員意見欄の、さらなる施策に努められたいという文言の後に特に、インターチェンジ付近の都市計画について推進等を是非ともやってもらいたいと思います。

都市計画が今の現状でどう計画しているのかわかりません。

しかしながら、久喜のインターチェンジの周りにつきましては、ほとんど乱開発状態じゃないかなと思っています。

というのは、圏央道のジャンクションの近くに土地がありますけれど、流通センターがここ3年ぐらいで、4つの企業が相談に来ています。

しかしながら、その都市計画の土地利用の範囲について、開発ができないということで、皆引き下がっています。

これは農業の振興と非常に大きな関係がありますけれど、農業の人に言わせるととんでもないということになるのですが、業者からすれば、非常に立地条件の素晴らしいところであると、しかしながら、土地利用計画や地区計画でどうしても開発できないということです。

そういう状況下に、あれだけの利便性のあるところが、今現在のところそういう状況です。

ですから、地区計画というよりも、市全体の都市計画、その辺の考え方について考慮してもらえればと思います。

以上です。

石上委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局はただいまのご意見についていかがでしょうか。

目黒課長補佐

貴重なご意見ありがとうございました。

今ご意見をいただいたとおり、本市におきましては、東北道、圏央道、そして久喜白岡ジャンクションを中心とした、高速道路について、優れた交通網が整っている状況であると認識しているところです。

ご意見の中でもご紹介がありましたが、圏央道沿線の他のインターチェンジ周辺では、工業団地等の産業集積が進んでいる地区もございますし、私共もそういった状況は認識しているところです。

お話にもありましたが、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など、他法令の関係もあるので、そういった土地利用規制の課題はありますが、市のさらなる発展という観点では、総合振興計画の土地利用構想の中で特に幹線道路周辺は産業系ゾーンにするというようなイメージを持っているところですので、そういった観点を含めてさらなる施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

石上委員長

はい、ありがとうございました。

その他、この件についてご意見等ございますか。

(意見等なし)

それでは、この件については、課題に示されている部分について強めにしたような形で委員会意見とさせていただきます。

山木委員の意見の中には、他自治体においては、計画的に推進されているという内容でしたので、その辺のニュアンスも少し、県内の主要イ

ンターチェンジの事例も参考にというような形で意見に入れていただければと思います。

それでは、2番の道路・公共交通の整備・充実につきましては、すでに事務局の案として、「歩行者の安全確保のため、引き続き、歩道整備に努められたい。また市内循環バスやデマンド交通などを継続して実施し、公共交通の充実に努められたい。」というようなことですが、こちらはいかががございましょうか。

山木委員

公共事業の推進という観点から、公共事業費が久喜市でも非常に少なくなっていると思います。

パーセンテージからしても民生費の3分の1から4分の1程度だと思うのですが、後ろのページの課題の部分で、整備には相当の期間を要するため、事業の進捗管理が重要となります、計画段階から工事の着工、完了までのスケジュールを明確にし、早期に供用開始ができるよう努めます、とあります。

確かにこのとおりです。

しかし、私の住む地区には、20年も前に用地買収をしてまだ工事が終わっていない、あるいは用地買収が済んでいるにもかかわらず工事をやっていない箇所があります。

それで、前にも建設部局にもお願いをしているのですが、やはり用地買収の終わった箇所については、遅くとも翌年度には着工できるようなスケジュールを立てて取り組んでいただきたいと思います、とっております。

工事費が少なくなかなか進められないというのは承知しておりますが、工事が終わるまで地主は手が付けられないということで、スケジュールを立てて行ってもらえればなと思っております。

石上委員長

ありがとうございます。

72ページの真ん中あたりにある施策の主要課題及び今後の施策の方向性について書かれている点についてのご意見でした。

それでは事務局説明をお願いします。

目黒補佐

ただいまご指摘をいただきましたとおり、道路の拡幅、改良等の事業を実施させていただいているわけですが、主に拡幅、特に歩道の整備等でございますと、やはり、用地買収が必ずつきものになってくるというのは、皆様ご存じのとおりというところでございます。

そういった中で、市としても、何年度に用地をどこまで買収を完了させて、その後、設計、工事というようなことで、順序立ててスケジュールの整理をしているところではあります、実際のところ、地主さんの状況、交渉の状況等によって用地がすべて整わず、工事の着手時期が遅れていってしまうという実例があるのもまた実情でございます。

そうは言いますが、円滑な交通や安全のためには、必要な事業となっておりますので、限られた財源という状況ではございますが、鋭意順序立てて進めていけるように引き続き努力してまいりたいと考えております。

石上委員長

ありがとうございました。

用地買収がすべて済んでいる状態で、予算が付かないために事業が始まらないということはないということでよろしかったでしょうか。

目黒補佐	<p>基本的な考え方として、用地が整ったものについては、工事の着手になるかと思いますが、特に用地の部分で例示させていただくと、交渉の部分で地権者さんと協議が整わない場合が一つと、いわゆる不在地主さんや相続が発生した、遠方でなかなか連絡が付かない場合など、そういった事態が用地買収の処理に時間がかかってしまう主な事例としてございます。</p>
石上委員長	<p>ありがとうございました。 ということでございますがよろしいでしょうか。</p>
山木委員	<p>分かりました。 ありがとうございます。</p>
石上委員長	<p>ネックになっているのは、用地買収だということでございます。 では、こちらの項目については、関係地権者や周辺住民の理解と協力を得られるよう努めていただきたいというような趣旨で意見を付させていただきますということでよろしいでしょうか。</p>
目黒補佐	<p>今の部分については、計画的かつ迅速な整備に努められたいというようになところを付け足すということでいかがでしょうか。</p>
石上委員長	<p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>(意見等なし)</p>
	<p>では、そのような形でよろしく申し上げます。</p>
	<p>それでは、続きまして3番、公園の緑化と水辺環境の保全というところで、こちらもご意見、ご質問を踏まえて意見案がございます。</p>
	<p>老朽化した公園遊具の取り壊しや新規設置が行われ、安全に遊べる環境整備が進んでいることなどを踏まえ、引き続き、計画的な遊具等の修繕と適切な維持管理に努められたい、ということで、遊具にポイントをおいた意見ですが、これは、前年度が遊具の老朽化のことを取り上げておりましたので、それを踏まえつつの意見ということだったのででしょうかいかがでございますか。</p>
	<p>ちなみに、その後、老朽化した遊具の修繕というのは、それなりに進んだという認識でよろしいでしょうか。</p>
森山係長	<p>75ページ下段の「上記意見を踏まえた令和2年度の施策の実施内容」にございますように、公園の遊具等の計画的な修繕を行うため、市内の公園の遊具点検を実施したということでございまして、もちろんすべてが完了しているわけではございませんが、既存の公園施設を新たに作り変えるというわけではなく、今ある施設を可能な限り使って、長寿命化を図っていくというような長寿命化計画を策定しながら、今後、計画的に修繕を行っていくというところが、今後の進め方でございます。</p>
石上委員長	<p>ありがとうございます。 着実に進めていくということで、よろしいでしょうか。 続きまして4番の上下水道の整備ということでございますが、こちらについては、有収率の質問もいただいておりますが、それに基づきま</p>

して、効率的かつ安定的な水道事業運営のため、有収率の増加に努められたい、と、いろいろ事情はございますが、有収率が低下していることに伴い、目標率を下回る状況が続いているということでこのようなご意見が出てきたのですが、こちらについてはいかがでしょうか。

久芳委員

⑤番の浄化槽法定検査の実施率について、私の家は37年程前に建てたのですが、3年程前から法定検査が必要です、という通知が届くようになりました。

それから、検査を受けるようになりましたが、その中で、毎年、検査を継続しますかというチェックと、はがきで返信しますかということで、返事をしないと検査に来ないという状況です。

法律で検査が義務付けられているのであれば、なぜ下水道に繋いだほうがいいのか、なぜ検査を受けなければならないのかについて、SDGsなどの観点なども踏まえながら、もっと分かりやすく受け取り手が納得できるような形で周知したほうが良いと思いました。

石上委員長

ありがとうございます。

そもそも、制度の仕組みについてよく分かっていないのですが、どういったものなのでしょう。

久芳委員

車でいうと車検のようなイメージです。

目黒補佐

ご意見いただいた点については、浄化槽の法律で定められた法定点検と、公共下水が入った地区で接続が済んでいない場合の2点についてご紹介いただいたということですが、それぞれの法律の中では、浄化槽の場合は、年に1度の法定点検があるということと、公共下水については、下水道法で区域内の整備がなされたところについては、公共下水に接続する規定がされていると記憶をしています。

その辺のご案内を担当部局からしているところですが、分かりやすい周知、PRをされたいというようなご意見として承らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

山木委員

今の内容でほぼ合っていると思いますが、私、下水道の委員会もやっておりますので、少し説明させていただきます。

今、事務局が説明されたとおり、公共下水道と浄化槽は別のもので、浄化槽というのは、定期点検というのを法律上やらなくてはならないものです。

その他に、義務的なものですが、法定検査というのも、行わなければならないとなっているようです。

これは車でも車検と、定期点検がありますが、定期点検は行わない人が多いと思います。

何で法定検査が必要かというのは、定期点検の業者ではできない検査があるのですね。

一応この法律の趣旨からすると、そのできない検査については、ある一定の社団法人にやらせるということで、埼玉県では今のところ、2社で埼玉県内を、半分ずつ仕分けしてやっています。

この辺りは、蕨の環境検査協会というところで、料金は5,000円で統一しています。

あと、公共下水道の工事が終わっているのに、何で接続しないのかというのは非常に大きな問題です。

例えば浄化槽を設置して、1年目や2年目ぐらいの時は、まだ浄化槽も新しいし、公共下水道に接続すると、受益者負担金といって、20万から30万円くらいお金を払わなければならないのです。

それならば、浄化槽にお金がかかったばかりだから、浄化槽が壊れるまで接続しないということで、接続率というのが非常に難しくなってくるわけです。

ですから下水道担当課では、工事をやる前に、接続は大丈夫ですかということで、確認をしながらやってると思います。

確認の少なく、接続率の低いところは、後になるというような形で工事をされていると、大体はそういうことであります。

石上委員長

ありがとうございます。

よく分かりました。

こちらの委員会意見欄については、先ほど出たご意見を事務局のほうで付け足していただくということによろしいでしょうか。

(意見等なし)

それでは、続きまして5番の治水対策の充実について、事前のご意見、ご質問は特にございませんでしたが、いかがでしょうか。

大鹿委員

実績と目標のところを見て111.5%ということで達成されて、これもいいことなのかなと思うのですが、うちの地区では、通学になっているところが強い雨が降ると、50メートルぐらいの範囲にわたり20センチぐらいの水たまりになってしまい、通れなくなってしまっているところがあります。

迂回路もなく、その中を入れていくしかないような状況なので、車で送ったり、そういうことで対応しているのですが、区長を通じて、何とか改修してくださいということで、道路河川課に依頼をしているところですが、2、3年経っても何も工事がされないということで、まだ改善されず、現在も水たまりの中を歩いている状態です。

多分久喜市内でも、うちの地区だけではなくてそういうところがまだ数多くあると思います。

そういったところがどのくらい数があって、どのくらいの要望が出ているというのが、この数字だと見えないところがあるので、また次年度で、そういったところを詳しく見ていけたらと思っています。

ですので、委員会意見のところは、さらなる施策の推進というところでもいいかなと思うのですが、実際のところどうなっているのかというところを詳しく見たいなと思いました。

石上委員長

ありがとうございました。

23件という数字は毎回同じ箇所という認識でよろしいでしょうか。

目黒補佐

23件とありますが、ご紹介いただいたように、一般的に言うと、地形的なものや道路の構造的なものなどがあって、雨が降った時に排水が困難で、低いところに水が溜まってしまいうような状況にあるところが市内にも多数ございます。

そのうち、23件というのは、そういった実情があつて、なかなか改善までこぎつけられない状況にあるところということで、おそらく、大鹿委員さんからお話があった箇所についても、少し心当たりがありますが、そのうちの一つとして含まれていると思います。

そういった地形的な部分もありますので、数字の内訳という部分では、ほぼ同じ場所が冠水し、通行止めになってしまうというような傾向があるところです。

対応という部分に関しましては、例えば道路の嵩上げや排水機能の強化というものがあるのですが、なかなか地形に応じた設計が難しかったり、排水機能もかなり大掛かりなものになってしまったりということで、一遍に改善が進むというのは難しい部分があるのですが、緊急性の高い箇所から、順次できる限り対応はさせていただきたいというところでございます。

実際の冠水箇所や対応箇所の数については、今、手元に資料が無く、お答えできずに申し訳ありませんがよろしくお願いします。

石上委員長

ありがとうございます。

なかなか、現在の技術では難しいということなんでしょうか。

目黒補佐

冠水規模や地形などに応じて、改修に係る費用が莫大になってしまう状況もございます。

山木委員

指標の浸水による通行止め箇所の減少ですが、16万人の人口の久喜市の治水の指標ではないのかなと思います。

こういう指標ではなくて、もっと市全体の治水を浸水から守るというような指標じゃないと、これだと指標ではなくて、それに伴った施策ではないかと思えます。

久喜市は合併して、利根川という日本でも有数な河川を持ちましたが、まだ、治水課という組織がないんですね。

まだ道路河川課ですか。

それも、多分、合併前とあまり変わっていないと思います。

ですから、大きく言うと、行政改革の推進と一番最後にありますけれど、治水っていうものを、久喜市としてどのように捉えているかよくわかりませんが、大きな観点で捉えないと、今の1日50ミリ以上の雨が降っている状況で、治水係としてやっていけるのかなという、ですからこの辺の指標名をもう少し検討してもらったほうがいいのではないかな、と思っております。

次のページの4番に河川改良事業とかありますけれども、久喜市は、排水設備の改修をやってないんですね。

下水道を頼ったみたいなものですから。

ですから排水設備の改修というのはないものですから、雨が降っても水が流れるところがない。

それが今の下水道管を通して不明水という形になっている状況ですけど、治水に対する組織について努力なさっていただきたいと思えます。

以上です。

石上委員長

ありがとうございます。

まず、この指標でよいのかというご意見ということで、久喜市で冠水被害のある場所はこの数字の箇所だけという認識でよろしいのでしょうか。

目黒補佐

指標の数字は、通行止め箇所なので、浸水の深さがあって、車が通行すると危険と思われる箇所として捉えております。

ちょっとした冠水を含めると、この指標以上の数が出るが見込まれます。

先程、山木委員さんからご意見をいただいた件ですが、ご指摘いただいた通りだと受け止めているところです。

指標については、次期総合振興計画の策定を現在進めているところですが、当該計画の中でそういった指標のあり方ということも含めて検討させていただければと思います。

また、組織的な部分についてもお話がありましたが、令和元年度の台風の件もございましたので、防災といった観点からも検討させていただければと思います。

石上委員長

それでは、前回の意見をベースに今出た意見をうまくまとめていただいて付していただければと思います。

続きまして6番、防災・消防体制の充実でございますが、自主防災組織の組織率についてご質問がありましたことを踏まえまして、自主防災組織の組織率の目標達成に向けた取組みの推進など、災害時に備えた防災体制の充実に努められたい、という意見案となっております。

こちらについては何かご意見等ございますでしょうか。

(意見等なし)

では、こちらの項目については意見案のとおりということで次に進めさせていただきます。

では、7番目の防犯体制の強化でございますが、意見案としては、地域の防犯組織等と連携を強化し、犯罪抑止に努められたいとなっております。

ここでいう地域の防犯組織というのはこどもレディース110番の家という認識でよろしかったでしょうか。

森山係長

こどもレディース110番の家や通学路のパトロールなど見守り支援に関わる団体等と連携強化しながら地域の見守る力で防犯を呼び掛けていきたいというような趣旨でございます。

石上委員長

地域の防犯組織は、こどもレディース110番や見守り支援に関わる団体等ということでございます。

こちらの項目についてご意見等はございますか。

(意見等なし)

それでは、こちらの項目については意見案のとおりとして次の項目に進めさせていただきます。

最後、8番の交通安全対策の充実については、昨年度、今年度共に特

にご意見がない状態ですがいかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、こちらの項目については、さらなる施策の推進に努められたいということで、次の項目に進めさせていただきます。

これで大綱5についての議論を終了としたいと思います。

次に、大綱6について事務局から事前質問への回答などがありますか。

森山係長

大綱6について、事前にいただいたご質問と、それに対する回答等について申し上げます。

はじめに施策5 勤労者福祉と就業支援の充実についてご質問をいただいております。

資料4では101ページでございます。

内職相談・ふるさとハローワークは平日の開催ですが、休日に就職相談できる機会はあるのでしょうか、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

就職に関する相談窓口につきましては、国及び県などでも実施しており、その多くが平日となっているところですが、ハローワーク春日部及び埼玉しごとセンターにおきましては、休日の就職相談を行っております、とのことでございます。

次に施策6 消費生活の充実についてご質問をいただいております。

資料4では103ページでございます。

消費者相談件数で件数が減ったから目標達成ということではなく、未解決、解決までの報告はあるのか伺います、とのご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

消費生活センターでは、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談、消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行っており、相談員が受けた相談内容や状況については把握しております、とのことでございます。

なお、事前質問のうち、意見としての意味合いが強いものにつきまして委員会意見案に記載しており、大綱6につきましては、本日配布いたしました資料の4ページ及び5ページをご覧ください。

施策の1、2、4及び6について、ご覧のとおり意見案としており、施策の3及び5についてはさらなる施策の推進に努められたい、としております。

大綱6については以上でございます。

石上委員長

ありがとうございました。

1番に農業の振興がございました。

こちらについて、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見等なし)

では、事前意見案のとおりということで、次に進めさせていただきます。

2番の工業の振興でございます。

こちら、事業所は減っていますが、製造品出荷額は増えているのです

ね。

目黒補佐 出荷額と事業所数ですが、額は増えているが、事業所数は減少傾向ということですが、一つの要因としては交通利便性などもあって、大きい商売をしている事業所さんもいらっしゃる中で、こういう経済情勢の厳しい中でございますことから、中小企業に関しましては、残念ながら廃業に至ってしまう事業所も生じている側面がある中での数字の推移であると捉えております。

石上委員長 昨年度の委員会意見はまさにそのことについて述べられていますね。今回の意見案では新たな産業拠点の整備と誘致について述べられていますが、昨年度の意見も残しつつ、今年度の意見案を付け足す形でいかがでしょうか。

目黒補佐 今ご意見をいただきましたとおり、令和2年度の委員会意見と今回の委員会意見を合わせた形で意見案を作成させていただきます。

石上委員長 それでは、そのような形でよろしくをお願いします。続きまして3番の商業の振興についてでございます。指標の小売商業の商品販売額については、毎年同じ実績額なのでしょうか。

目黒補佐 実績額については、備考欄に記載のとおり、経済センサスという5年に1度の国勢調査のような国の調査結果を使用しておりますことから、毎年度、同様の金額が入っているところでございます。

石上委員長 そうすると、それで達成したということは、ミスリードしてしまいかねないと思います。この部分の書き方については、事務局から担当課へ確認いただきたいと思うのですが、よろしいのでしょうか。他にもこのような指標はありましたでしょうか。

森山係長 101ページの勤労者福祉と就業支援の充実の中で就業者数という指標についても国勢調査の結果を使用していることから複数年度にわたり同じ実績値となっております。ですので、こちらも指標のあり方というところで次期計画での検討事項ということになるのかと思います。

石上委員長 指標の部分については担当課にご確認いただきまして、基本的にはさらなる施策の推進に努められたい、ということで次に進めさせていただきたいと思います。4番の観光の振興でございます。こちらの事前意見は、あらゆる世代に魅力的な情報が提供されるよう、PR方法のさらなる研究に努められたい、とありますがいかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、観光の振興につきましては意見案のとおりとさせていただきます。

続きまして5番、勤労者福祉と就業支援の充実ですが、こちらについては、ご意見等ございますか。

(意見等なし)

では、さらなる施策の推進に努められたい、ということで次に進めさせていただきます。

消費生活の充実ということで、こちらについては、ご質問、ご意見を踏まえまして、消費生活講座について、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、自立した消費者の育成に向け、積極的に実施されたい、ということで消費生活講座の受講者数にポイントを置いた意見ということでございます。

こちらについてご意見等はございますか。

(意見等なし)

特にご意見ないようですので、意見案のとおり進めさせていただきます。

目黒補佐

先程、保留とさせていただいていた件について回答させていただきます。

施策3の小売商業の商品販売額及び施策5の勤労者福祉と就業支援の充実内の指標について、実績値が複数年度同じであるということですが、それぞれ、経済センサス及び国勢調査という国の5年に1度の調査に基づいて数字を押さえているという状況で、市で最新の実績値は把握できていないという状況でございます。

以上、報告でございます。

石上委員長

そうすると、過去の実績を評価していることになるのでいかがなものかと思いますが。

目黒補佐

その点につきましては、現時点では総合振興計画の指標に紐づいているものでございますので、指標の入替は難しいのですが、次期計画の指標のあり方について、今後見直しを検討させていただきたいと思っております。

石上委員長

これで大綱6についての議論を終了としたいと思います。
次に、大綱7について事務局から事前質問への回答などがありますか。

森山係長

大綱7について、事前にいただいたご質問と、それに対する回答等について申し上げます。

はじめに施策1 行政改革の推進についてご質問をいただいております。

資料4では106ページでございます。

AI・RPAとありますが、どのようなことですか、というご質問でございます。

担当課からの回答でございます。

AI・RPAは、2つの情報技術を指します。

AIは、人工知能のことで、人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータにより行えるようにしたものであり、本市では、コピー機の画像読み取り機能、OCRと組み合わせ、手書きの書類を電子化しています。

また、本日使用しております、会議録システムにつきましても、AIを活用し、音声データを自動的に文字起こししています。

RPAは、Robotic Process Automationの略で、データ化されたものを業務システムへ入力する際の工程を自動化するものです。

このような技術を活用し、市民の方から提出された手書きの申請書等をシステムに入力するような、定期的な繰返し作業、また大量データを扱う作業を自動化・省力化し、行政事務の効率化を図るもので、とのことでございます。

次に、ふるさと納税について、ご質問をいただいております。

資料4では、107ページでございます。

企業版ふるさと納税の受入れなどで大口の寄附を募り、また、実績表に金額の内訳があると効果的な取組みができている評価になると感じました、とのご意見でございます。

この点に関して、第2期総合戦略では、個人の方のふるさと納税を指標としており、企業版ふるさと納税はターゲットとしておりませんのでご了承いただきたいと考えております。

また、同戦略では、何人の方が本市を応援していただいているか、ということ指標としており、金額ではなく、件数を指標としております。

なお、昨年度の寄附金額は13,554,000円でございます。

次に、施策の2 健全な財政運営の確立について、ご質問をいただいております。

資料4では、109、110ページでございます。

使用料・手数料とは具体的に何を指しているのでしょうか、また久喜市使用料及び手数料の見直し方針に基づき、実質的な見直しは進められているのでしょうか、とのご意見でございます。

担当課からの回答でございます。

使用料とは、公民館等の各公共施設を使用する際、その受益者である使用者からサービスの対価として徴収し、これを施設の維持管理等に要する経費に充てるものがございます。

また、手数料とは、地方公共団体が証明書等の交付・閲覧や申請を受け付けるといった特定の者のために行う役務に対して、当該者からその経費を賄うために徴収するものがございます。

これらの料金は、毎年度、久喜市使用料及び手数料の見直し方針に基づき、徴収する使用料・手数料の種類別に前年度までの決算における経費の額等から、適正な受益者負担になっているかを確認し、改正の有無を各所管課において判断し、必要に応じて料金の見直しをするものがございます。

この見直しに当たっては、近隣市町の同種又は類似するものの料金と比較し、現行料金が概ね同価格帯であり、著しく均衡を失しないこと等により、料金改正を見送っているものもあり、料金の見直しが困難な場合には、経費を見直し適正な受益者負担となるよう努めているものがございます、とのことでございます。

大綱7における委員会意見案でございますが、本日配布いたしました

資料の5ページをご覧ください。

施策の1についてご覧のと通りの意見案としており、施策の2及び3についてはさらなる施策の推進に努められたい、としております。

大綱7については以上でございます。

石上委員長

ありがとうございました。

大綱7の1番が行政改革の推進ということで、市の職員数、行革実施計画の達成率等々も指標でございますが、委員会意見案は施策の目標達成度について、目標・予定を下回る状況であることから、目標の達成に向けてより一層の施策の推進に努められたいということで、これは、②と③がということでしょうか。

①職員数については、概ね計画通りということですが、②及び③の達成状況がよろしくないということで、その2つについて、頑張ってくださいということで意見案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(意見等なし)

それから、質問を受けていた件ですが、AI・RPAについてですが、今使用している会議録システムもそのうちの一つですね。

話者の特徴を読んで、文字起こしをしてくれるのでしょうか。

森山係長

AIの特徴といたしましては、音声をデータとして取り込みまして、文字を起こします。

取り込んだデータのうち、誤字、脱字について人の手で修正をすることで修正された部分をAIが学習し、次回以降、音声を文字へ変換する際に学習内容が反映され、識字率が向上していくことが会議録システムに用いられているAIの特徴となっております。

石上委員長

ありがとうございます。

それでは、2番の健全な財政運営の確立につきましては、使用料と手数料等のご質問がございましたが、数字としては、悪くはないということで、ただし、財政調整基金は大分減って、やはりコロナで、大分貯金を取り崩しているということなんですね。

目黒補佐

ご指摘のとおりでございますが、コロナ関係の対策で国からの緊急の補正予算等も多々ございましたが、その中でも市として負担する部分が必要になってきたということで、限られた財源の中で財政調整基金を活用して対応した部分もあったというような状況でございます。

石上委員長

ありがとうございます。

久喜市の財政規模に対してどれぐらい、調整基金や貯金が残っているかということで、10%はないと、ちょっと心配かなあということで、現在12.8%ということで、心配ではないのですが、過去に比べると大分減ってきているのでそういう状況ですね。

いずれにしろ100%を超えていますので、特にご意見なしということでよろしいでしょうか。

(意見等なし)

続きまして3番の地方分権・広域行政の推進についてでございます。指標が県からの権限委譲事務数ということで、101から変わらないので、100%です。

これで、地方分権、広域行政の推進になるのかというところでございますが、指標としては100%達成しております。

地方分権・広域行政の推進につきまして何かご質問なりご意見ございますでしょうか。

(意見等なし)

なければ、このまま、さらなる施策の推進に努められたいということにさせていただきたいと思えます。

それでは、大綱7までの委員会意見について確定したいと思えます。

続いて、行政評価システムの全体的な事項に関する意見欄について、事務局から説明をお願いします。

森山係長

行政評価システムの全体的な事項に関する意見について、説明させていただきます。

委員会意見一覧表案の5ページ、一番最後の欄をご覧ください。

施策評価シートを見ただけでは、成果指標の算出方法が分かりづらいとのご意見をいただきましたので、「成果指標の特記事項に、可能な限り実績値の積算根拠を記載されたい。」との意見を事務局案とさせていただきます。

こちらにつきましては、施策評価シートの構成を再検討する中で、対応を考えてまいりますのでよろしく願いいたします。

次に、事前質問の内、意見としての意味合いが強いものを「施策の実施に当たっては、全庁的に取り組むとともに、市民や市内事業者とも連携を図り、総合振興計画に掲げた各種目標の達成に向けて取り組まれない。」としております。

最後に、指標名の関係でいくつか指摘をいただいておりますので、「次期総合振興計画の策定に当たっては、成果指標名を分かりやすい指標名とするなど、市民にとって分かりやすい計画となるよう策定されたい。」としております。

全体的事項に関する説明は以上でございます。

石上委員長

委員会意見案に記載されている事項が3点ございます。

1点目が、全体的事項につきまして、ご意見等はございますか。

2点目についてですが、施策の実施に当たっては、全庁的に取り組むとともに、市民や市内事業者とも連携を図り、総合振興計画に掲げた各種目標の達成に向けて取り組まれない、ということで全庁的に取り組んでくださいということと、市民や市内事業者とも連携を図りながら取り組んでくださいということで、3点目が、次期総合振興計画の策定に当たっては、成果指標名を分かりやすい指標名とするなど、市民にとって分かりやすい計画となるよう策定されたいということです。

目黒補佐

こちらについては、前回審議会での案で書かせていただいていたのですが、本日もご審議をいただきまして、成果指標そのもののあり方という部分もあったかと思えますので、成果指標名という部分を、成果指標と改めさせていただき、成果指標を分かりやすいものとする、と改めた

いと思います。

石上委員長 ということです、いかがでしょうか。
私もそちらのほうがいいと思います。
よろしいでしょうか。

山田副委員長 総合振興計画は、10年スパンで決めていきますよね。
前期と後期があると思うのですが、例えば、10年間決めた後で前期の進捗状況の評価しているうちにこの指標名、やっぱりおかしいんじゃないかと行政評価の方でも出てくると思うのです。
そうした場合に、後期で、その部分を変更しますっていうのはあり得るんですか、それとも10年間変えられないものなのですか。

関根参事 山田副委員長のおっしゃるとおり、現在の総合振興計画の作り方ですと10年間のスパンということで成果指標の見直しが難しいという状況でございます。
次期総合振興計画につきましては、そういったご意見がございますので、成果指標の考え方について、もう一段下げた実施計画という形に下げさせていただいて、進捗管理を行っていき、その中で計画に疑義が生じた施策につきましては、指標を追うことを止めたり、指標を追加するなど状況に応じた対応ができるような形で検討を進めております。

石上委員長 ありがとうございます。
時代の流れなどもありますので、10年だとなかなか策定時との変化もございますので、5年を区切りにとということが事務局内でご検討中だということでございます。

目黒補佐 今、課長からご説明させていただいた総合振興計画実施計画につきましては、3年おきの短いスパンで、毎年ローリングで見直すことでPDCAサイクルがかけられるような仕組みとなっております。

桂田委員 今おっしゃられたように、総合振興計画について、ローリング方式で、3年で見直しすることがありますよ、というお話だったのですが、見直しを行ったものというのは、実際あるのでしょうか。

目黒補佐 総合振興計画は序論、基本構想、基本計画という作りになっておりまして、基本計画が前期5年、後期5年の全体で10年という形になっております。
先程申し上げた実施計画については、こちらの中には具体的には入っていないのですが、基本計画にある施策を実現するための予算額を含めた事務事業ベースのものになっており、社会情勢や進捗状況に応じて、見直しができるような仕組みにしていこうといったことを検討してまいりたいといったような状況でございます。

石上委員長 ありがとうございます。
まさに今、こちらの計画を策定中ということで令和5年4月のスタートに向けて審議会にて検討中でございます。
ただ今頂戴したご意見も踏まえさせていただいて、反映させていただ

ければと思います。

その他はいかがでございますか。

それでは、前回ご審議いただいた大綱1から大綱4までのご意見について意見案が作成されておりますが、そちらについてご意見等ございませんでしょうか。

山田副委員長

大綱1の7の戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進について、私がスマートフォンで検索しづらいと意見したのですが、意見欄として載せる際には、スマートフォンに限らず、あらゆる媒体で調べる際にホームページが分かりやすいものとなるように、スマートフォンという文面を削除していただきたいと思っております。

目黒補佐

ご指摘いただきましたように、スマートフォン版の見やすさという部分も含めて、大きな意味合いで市ホームページについてという形に改めさせていただきますと思っております。

石上委員長

それでは、そのような形での修正をお願いいたします。

私から大綱3の2の地域医療の充実について、意見案の中で、今後の国の状況を注視しつつとございますが、こちらはこういったことを指しているのでしょうか。

森山係長

前回の質問でいただいたところですが、元々、国が包括的な医療ネットワークシステムを構築するという施策を推進しようとしたところですが、200以上のそれぞれの地域で異なるシステムが運用されていて調整が困難であったことから、それを補完するシステムとして変えたところでございます。

実際に利根地域管内で運用している「とねっと」については、エリアも限定しておりますので、今後、国が具体的な方策について検討しているところですが、もう一度舵を切りなおして国が包括的な医療ネットワークにするのか、それとも、補完的なシステムとして運用するのかという、この辺の動きを見ながら利根管内で「とねっと」のあり方について議論を進めていきたい、というのが担当課からの回答でございます。

石上委員長

ありがとうございます。

なかなか難しい状況ということでございます。

それでは他に何かございますか。

渡辺委員

3回にわたりましてありがとうございます。

前回、大綱3の方で、石上先生からもコメントがあったのですが、コロナ禍において、こういう活動というのが非常に滞っているという部分が多々ございまして、例えば認知症サポーター養成講座がズームで行われたとか、はつらつ体操がYouTubeで配信されたと非常にいい例が幾つかございましたので、今後のコロナ禍におけるニューノーマルという中で、今まで無かったようなやり方でやっていく必要があるのではないかと思います。

私は、イトーヨーカドーで仕事をしているのですが、毎週木曜日に育児相談を実施しており、外部から相談員が来て、お母様方の色々な悩みを聞いたりしています。

コロナになる以前に増して、育児に悩みを抱えている方が想像以上に

多いというような中で若いお母さんたちは、どこに相談をしたらいいか、そういうふうなことをよく耳にします。

今回こういう3回の会議に参加させていただいて、私どもイトーヨーカドー以外にも、このあたりには商業施設も結構ありますので、ヨーカドーやイオンさんなどの民間企業と、もっと連携を行って、様々な取り組みをしていってはいいいのではないかなど、非常に感じました。

本当に今回、勉強させていただきましたが今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

石上委員長

ありがとうございます。

まず、コロナ禍であるがゆえに、オンラインでの開催など、これまでなかった手法が出てきました。

コロナ禍が収まったら無くしていいものではなく、開催方法を多様化し、コロナ禍を逆手にとって、より市民の皆様に参加していただきやすいような手法を考えるチャンスではないかというご指摘をいただきました。

もう一つは、市が市民や市内事業者との協働について、ご協力を得ながら目標達成に向けて取り組んでいくというご意見でございました。

今頂いたご意見については、何らかの形で反映させていただければと思ひますので、私に預からせていただければと思ひます。

ありがとうございます。

その他委員の皆様何かございますか。

それでは、全体的事項に対する審議を終了したいと思ひます。

次に、議題(2)のその他について、委員の皆さんから何かございますか。

(意見等なし)

事務局から、何かありますか。

森山係長

それでは、今後の予定等につきまして、ご説明申し上げます。

まず、会議録の関係ですが、委員長と今回の署名委員であります久芳委員一任で、確定とさせていただきますと存じます。

また、本日いただいたご意見で検討を要するものにつきましては、事務局におきまして、委員会意見欄の記載内容としてまとめさせていただきます、郵送等により対応させていただきますので、確認をお願いしたいと存じます。

次に、次回の委員会は、令和4年度に予定しておりますが、正式な日程が決まり次第、ご通知を差し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

石上委員長

ただ今、事務局から、次回の委員会の日程などについて説明がありました。

また、本日の意見で検討を要するものについては事務局にて案を作成し、郵送にて皆さんにご連絡をいただけるということです。

それに対する意見を反映した後、委員長一任で委員会意見欄を確定させていただきますたいのですが、それについて、ご意見やご質問等ございますか。

(意見等なし)

無いようでしたら、以上で本日の議題は終了といたしまして、進行を司会に戻したいと思います。

関根参事

石上委員長、ありがとうございました。
また、委員の皆様におかれましても、大変お疲れ様でございました。
本日はありがとうございました。
これで、令和3年度第3回久喜市行政評価委員会を閉会とさせていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年12月7日

石上 泰州

久芳 しげ子